

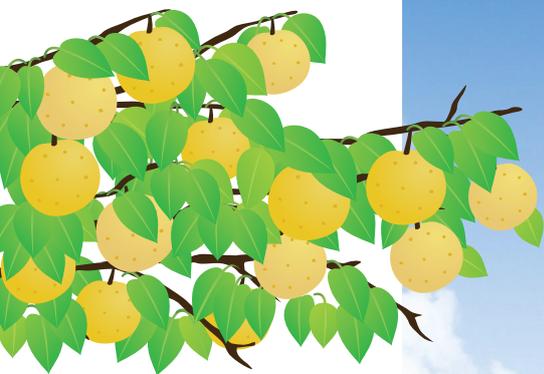
第五次稲城市 長期総合計画

緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城

- みんなでつくる 笑顔と未来 -

概要版

 稲城市



「みんなでつくる 笑顔と未来」へ

稲城のまちは、明治22年(1889年)に6ヵ村が合併して稲城村が誕生してから平成31年で130周年を迎え、令和3年11月には町から市となって50周年という節目の年を迎えることとなります。

これまで稲城市では、四次にわたる長期総合計画に基づき、豊かな自然環境を活かしながら土地区画整理事業、多摩ニュータウン開発等の都市基盤整備に取り組むとともに、新たな市民ニーズを捉え、計画外の事業にも柔軟に対応することで市民サービスの向上を図ってきました。我が国の総人口が平成20年をピークに減少し続ける中であっても、稲城市の人口が増加すると見込まれているのは、こうした取り組みの成果であり、安心・安全で住みやすいまち、主婦が選んだ幸せに暮らせるまち等の評価をいただいています。



長期総合計画の基本的な理念にあたる基本構想については、地方自治法により市議会の議決を経て策定することが義務付けられていました。平成23年の地方自治法改正によりその義務はなくなりましたが、稲城市長期総合計画条例を制定することで、長期総合計画の策定について明確に位置付け、基本構想の議決や策定への市民参加についても定めました。

第五次稲城市長期総合計画の策定にあたっては、非常に多くの市民の皆様にご参加いただきました。市民公募で設置した「2030年の稲城を描く市民会議」をはじめ、市内全10地区での地区別懇談会、13のグループ等との団体別懇談会、無作為抽出で実施の市民意識調査、2030年に向けた提案の募集のほか、計画策定の進捗に合わせて、基本構想案や基本計画案への市民意見公募も実施しました。

「2030年の稲城を描く市民会議」では、小・中学生を対象に「みんなの稲城2030年アンケート」を実施し、4,000人を超える児童・生徒の意見も踏まえ、大変熱のこもった議論がなされました。このまちの目指すべき方向として「市民の力が活躍するまち」「コミュニティが活きるまち」「ほどよく田舎ほどよく都会なまち」という3つの大きな柱にまとめ、その根底には人がいて「シビックプライド」がある、そうしたすばらしい提言をいただきました。

条例の規定により設置した稲城市長期総合計画審議会では、市民公募の委員や各分野の専門的識見を有する委員が、「2030年の稲城を描く市民会議」の提言も踏まえ、多面的な視点から基本構想案を審議し、その結果を答申していただきました。

こうして第五次稲城市長期総合計画では、第一次の長期総合計画から変わらずに将来都市像として掲げてきた「緑に囲まれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」を継承しつつ、2030年代を見据えて「みんなでつくる 笑顔と未来」を加えました。これを実現するために5つのまちづくりの基本目標を定め、特に必要な基本的視点として「市民の力が活きるまち」「SDGs(持続可能な開発目標)」「中間点としての2030年」の3つを挙げています。

今後は、自らが住むこのまちに関わりこのまちを良くしていこうという思い、この「シビックプライド」を持って活動する市民の皆様が力があるまち、市民が世代交代しながら定住できるほどよく田舎ほどよく都会なまちを目指して、持続可能なまちづくりを進めるべく、市民の総力で創り上げた第五次稲城市長期総合計画を推進してまいります。

結びに、「2030年の稲城を描く市民会議」の参加者の皆様、地区別・団体別懇談会に参加して下さった皆様、アンケートへの回答を含め様々なご意見を寄せて下さった児童・生徒や市民の皆様、稲城市長期総合計画審議会委員、稲城市議会並びに多くの本計画策定に関わって下さった皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 稲城市長

高橋 勝浩

第五次稲城市長期総合計画の概要

基本構想の趣旨

稲城市は、明治 22（1889）年に稲城村として誕生して以来、平成 31（2019）年に村制施行 130 周年を迎える等、長い歴史を積み重ねています。

稲城のまちなみは、網目状に広がる用水路を活用した農村地帯から、多摩ニュータウンの開発に代表される首都圏近郊の住宅都市へと変化を遂げてきました。また、市内に広がる水や緑と生活の利便性とどのほどよいバランスを保ちつつ都市基盤整備を実施し、幹線道路の整備や、JR南武線の高架化によって踏切のないまちとなる等、交通の利便性と良好な環境を兼ね備えた住み良いまちとして、今日まで人口が増え続けています。

基本構想は、このような歴史的経過を踏まえつつ新しい時代を展望し、まちづくりの基本的な理念として市の目指す将来都市像とまちづくりの基本目標を掲げ、それを実現するための基本的な方向性を示します。また、様々な情勢を鑑みつつまちづくりに必要な視点を考察し、地域社会の持続的な発展とより豊かな市民生活を実現するため、市が長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための指針として策定します。

将来都市像

緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城

みんなで作る 笑顔と未来

目標年次

この基本構想は、2030 年代初頭を目標とします。

稲城市民憲章

（昭和五十六年十一月一日 制定）

縄文の昔から緑豊かな多摩の横山と多摩川の清流にはくまれた私たちのまち稲城。私たちは、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心ふるさと、稲城市を作るために、市民憲章を定めました。市民ひとりひとりがこの憲章を心の道しるべとして、より豊かなまちとなるよう協力しましょう。

- 一、太陽と緑をたいせつにし、土の香りのあるまちを作りましょう。
- 一、市民としての自覚をもち、助け合って住みよいまちを作りましょう。
- 一、年よりや子どもをいたわり、若い力を育てるまちをつくりましょう。
- 一、心身ともに健やかに笑顔で働けるまちをつくりましょう。
- 一、伝統を尊び、文化を高め、未来に展望がもてるまちをつくりましょう。

稲城市平和都市宣言

（平成三年三月七日 制定）

かけがえのない、この美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人々の心は共通のものであります。現行憲法に貫かれた平和の精神のもとに、非核三原則を遵守し、世界の人々と手を携えて、人類永遠の平和を築くことが私たちの責務です。市民憲章の心を基本理念として、私たちは真の平和と幸せを望み、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和で友愛に満ちた心ふるさと稲城をつくるために努力していきます。ここに稲城市制定二十周年の年を迎え、平和への誓いを新たに決意し、稲城市が平和都市であることを宣言します。

基本的な視点

第五次稲城市長期総合計画は、将来都市像とまちづくりの基本目標を実現するために特に必要な視点として次の3つを挙げ、まちづくりに取り組んでいきます。

第1の視点 市民の力が活きるまちを目指して

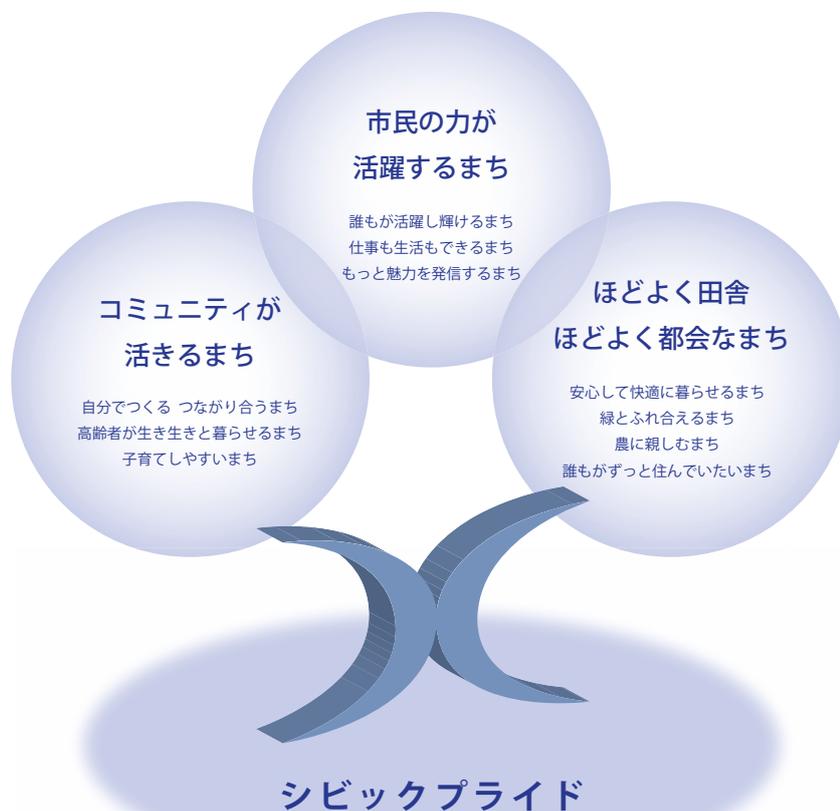
稲城市では、これまで市民と行政の協働によるまちづくりを推進してきました。その中で、行政主導で行なうまちづくり、市民と協働で行なうまちづくりに加え、市民が主体的に行なうまちづくりの形も見られます。

市民が自分達の目線でまちを見つめ、行政とは異なった自分達に合った方法で、身近な問題を解決してみようという市民やコミュニティの活動が行なわれています。

自分達が住むこのまちに自ら関わりこのまちを良くしていこうという意識、自分達がこのまちを形作っているという誇り、こうした「シビックプライド」を持つ市民の力が、まちづくりの中に活きるよう、市では施策を展開していきます。

『2030年の稲城を描く市民会議提言書』

～ 10のまちを通して描く3つのまちの姿より



そのまちに暮らす人々が持ち、まちを支え、まちを形作っているもの、シビックプライド。

このまちに住む私たちが、このまちに関わり、このまちを良くしていこうという意識。

私たち自身がまちを形作っているという誇りを持って住み続けたい、そうした市民が一人でも多く暮らす稲城を、私たち市民と行政とがいっしょに目指していきたい。

私たち市民が、シビックプライドを持ってまちに関わり、作り上げていく2030年の稲城。

第2の視点 SDGs（持続可能な開発目標）

稲城市のまちづくりの基本的な理念と、「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念とは、目指すべき方向性が一致しています。

SDGsのゴール時点と同じく目標年次を2030年と定める第五次稲城市長期総合計画においては、持続可能なまちづくりを推進し、同時に、その実現を通してSDGsの達成を目指します。



第3の視点 中間点としての2030年

日本の人口が急速に減少していく中で、高齢化は、2042年に高齢化率36.1%でピークを迎えると推定されています。この頃、人口の多い団塊ジュニア世代は65歳以上となり、20歳代となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまるため、2040年頃に向けて生産年齢人口の減少が急激に進みます。

生産年齢人口の減少が加速する中で、全国の自治体では、公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要があります。所得や地価が減少・下落すれば地方税収が減少する可能性もあります。自治体の運営は困難さを増すと予想されます。

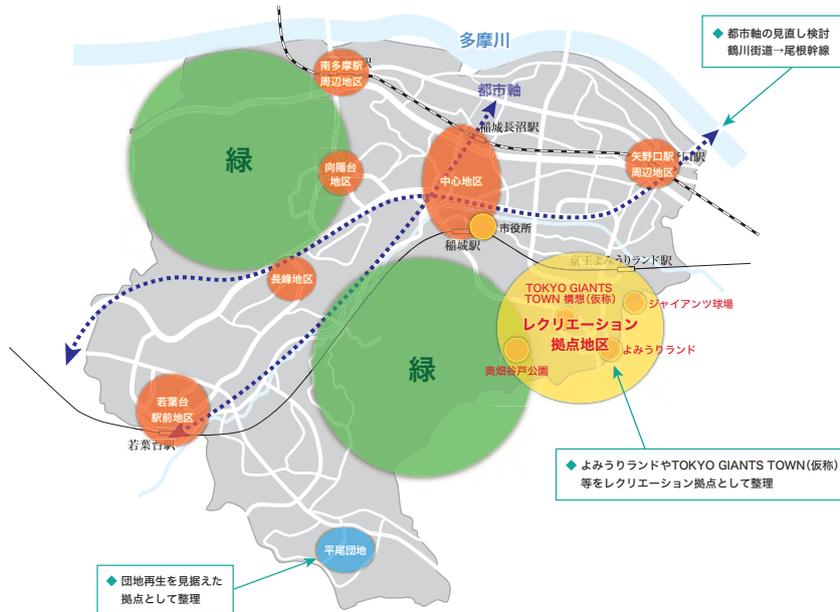
第五次稲城市長期総合計画の最終年度にあたる2030年は、こうした2040年へ向けた時系列の中で、中間点にあると認識する必要があります。稲城市では2040年までの人口推移は増加が見込まれているものの、東京都や近隣自治体の多くで減少すると推計されています。少ない労働力を地域で分かち合い、社会を維持していくためには、稲城市も少ない職員数で持続的に安定した市民サービスを提供できる体制を、現時点から2040年に向けて段階的に整備していく必要があります。

ほどよく田舎 ほどよく都会なまち

令和元年に実施した市民意識調査では、世代を問わず、稲城市に住み続けたいと思っている人の割合が8割を超え、定住意向が強く出ています。その理由として、自然環境の良さや道路等の生活環境の良さ、買い物等の便利さ、人間関係の良さ等が挙げられています。

豊かな自然、立地や都市基盤整備による利便性、そこに暮らす人々の付き合い等が、稲城市の「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」といった住み良いイメージを作り出し、住み続けたいという意識につながっていると考えられます。

今後も、市民が世代交代しながら定住できる、「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」を目指してまちづくりを行なっていきます。



まちづくりの基本目標

将来都市像「緑に囲まれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」の実現に向け、次の5つのまちづくりの基本目標を定めます。

まちづくりの基本目標を柱として、3つの基本的な視点を念頭に置きながら、行政施策の分野を体系化してまとめます。



I 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化等、子育てをめぐる家庭環境や地域社会が変化している中で、妊娠から育児に至るまで親と子が健やかに成長していくために、社会全体で支援する地域づくりを目指します。

また、教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にあります。

稲城市では、義務教育や生涯学習の充実、文化・芸術等に親しむ機会の提供等を通じて、学習意欲を持ち、だれもが生涯にわたり豊かで充実した人生を送ることができる社会の実現を目指します。

施策の体系

第1章 子育て・教育・文化～育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

第1節 育ち育てる力の充実

- 1 育ち育てる環境の充実
- 2 育ち育てる相談・支援体制の充実
- 3 青少年の健全育成

第2節 生きぬく力の育成

- 1 義務教育の内容の充実
- 2 教育環境の充実

第3節 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興

- 1 生涯学習の推進
- 2 歴史・文化・芸術の振興

II 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持って生活し、安定した社会保険制度や身近な地域医療を利用しながら、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことのできる地域社会を目指します。

さらに、全ての人が地域の中で、安心して自立した生活を送ることができるよう、互いを理解し合い、地域で支え合う、快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

施策の体系

第2章 保健・医療・福祉～だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

第1節 健やかな暮らしと医療の充実

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療体制の充実
- 3 市立病院の充実

第2節 安心して暮らせる地域福祉

- 1 地域福祉の展開
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障害者(児)福祉の充実
- 4 生活の安定と自立への支援の充実

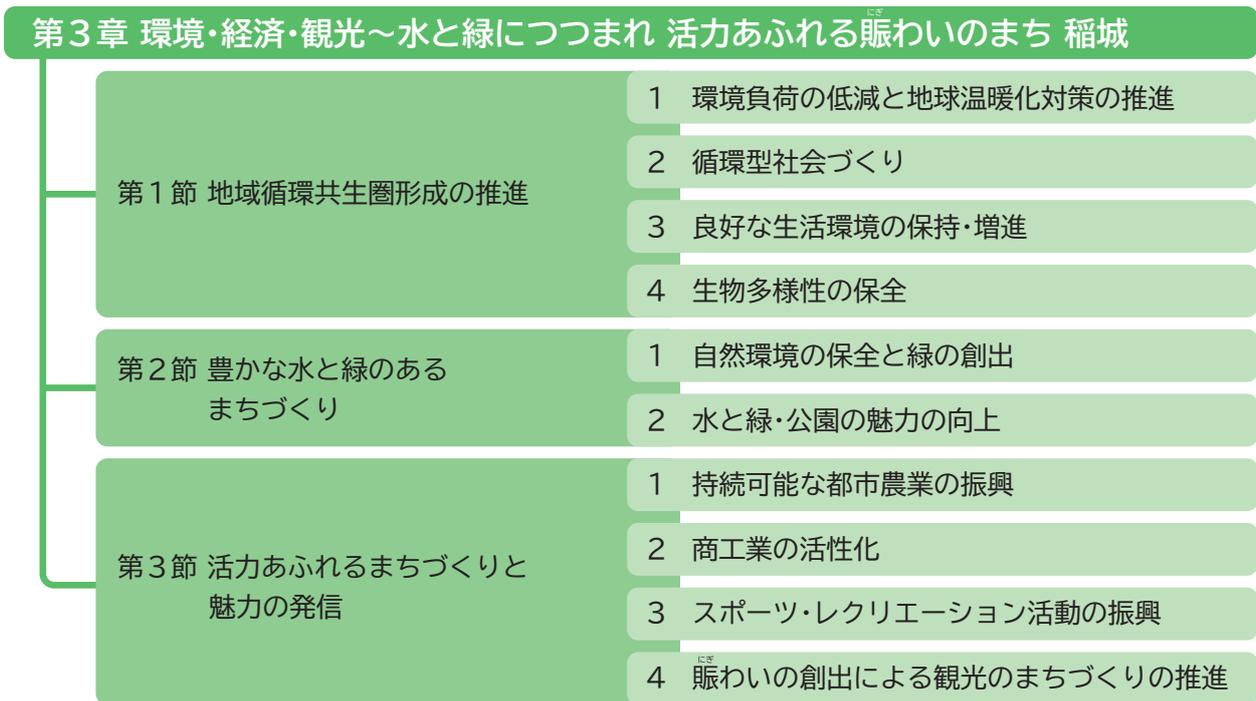
第3節 公的医療保険と年金制度の推進

Ⅲ 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

稲城市では、多摩丘陵の東端に位置する豊富な緑と、多摩川や三沢川、大丸用水等の豊富な水とを活かしてまちづくりを行ってきましたが、都市化の進展や人口の増加、地球温暖化の影響等により、市の置かれている状況は変化しつつあります。緑を保全し、市民、企業及び行政等が一体となり、地域全体で、人と自然が共生できる環境づくりに取り組み、将来にわたり里山等の自然と生活が近接した良好な環境の持続に努めます。

また、良好な自然環境と生活環境に加え、特色ある都市農業や地域に根ざした商工業等の経済活動、スポーツ・レクリエーション活動等で生み出された活力といった魅力を観光資源として活用することで、さらに賑わいのあるまちづくりを推進します。

施策の体系



Ⅳ 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

稲城市は、豊かな水や緑と調和した都市環境を備えるとともに、東京都心部や周辺都市との交通の利便性にも優れています。良好な環境と交通の利便性を合わせ持つ優位性を活かし、安全で快適な住み良いまちを目指します。

そして、市民生活を脅かす災害や犯罪等に対しては、市民一人ひとりの意識の向上と地域での活動とを基礎に、関係団体とも一体となって、安全で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進します。

施策の体系

第4章 都市基盤整備・消防・防犯～安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

第1節 安心して暮らせるまちづくり

- 1 計画的で適切な土地利用の推進
- 2 市街地の整備
- 3 市街地の再生

第2節 便利で快適な生活環境の整備

- 1 道路環境の向上
- 2 交通環境(モビリティ)の向上
- 3 衛生環境の向上
- 4 総合的な水害対策の推進

第3節 安全で安心な暮らしを守る対策

- 1 消防体制の充実
- 2 救急医療体制の充実
- 3 地域防災活動の推進
- 4 防犯活動の推進
- 5 安全で安心な消費生活の推進

V 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

一人ひとりの市民が、互いの多様性や能力を認め合い、尊重し、心豊かで活力に満ちた生活を送れる地域社会を実現し、平和な社会を継承していきます。

様々な地域課題に対しては、シビックプライドを持つ市民や多様なコミュニティと行政の協働によって解決を図っていきます。

そして、全国的に労働力人口が減少し、人材や税収の減少といった困難の中にあっても、持続可能な自治体経営に取り組み、質の高い市民サービスを将来にわたり安定して提供できるまちづくりを推進します。

施策の体系

第5章 市民・行政～みんなで作る 持続可能な市民のまち 稲城

第1節 互いに尊重し合う意識の醸成

第2節 コミュニティの充実と交流の推進

- 1 コミュニティの育成支援
- 2 都市間交流・多文化交流の推進

第3節 市民が参加するまちづくり

- 1 市民と行政の情報の共有
- 2 市民協働の推進

第4節 持続可能な自治体経営

- 1 健全な行財政運営
- 2 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置
- 3 情報システムを活用した行政サービスの向上

想定人口

令和12（2030）年の人口について、9万7千人と想定します。

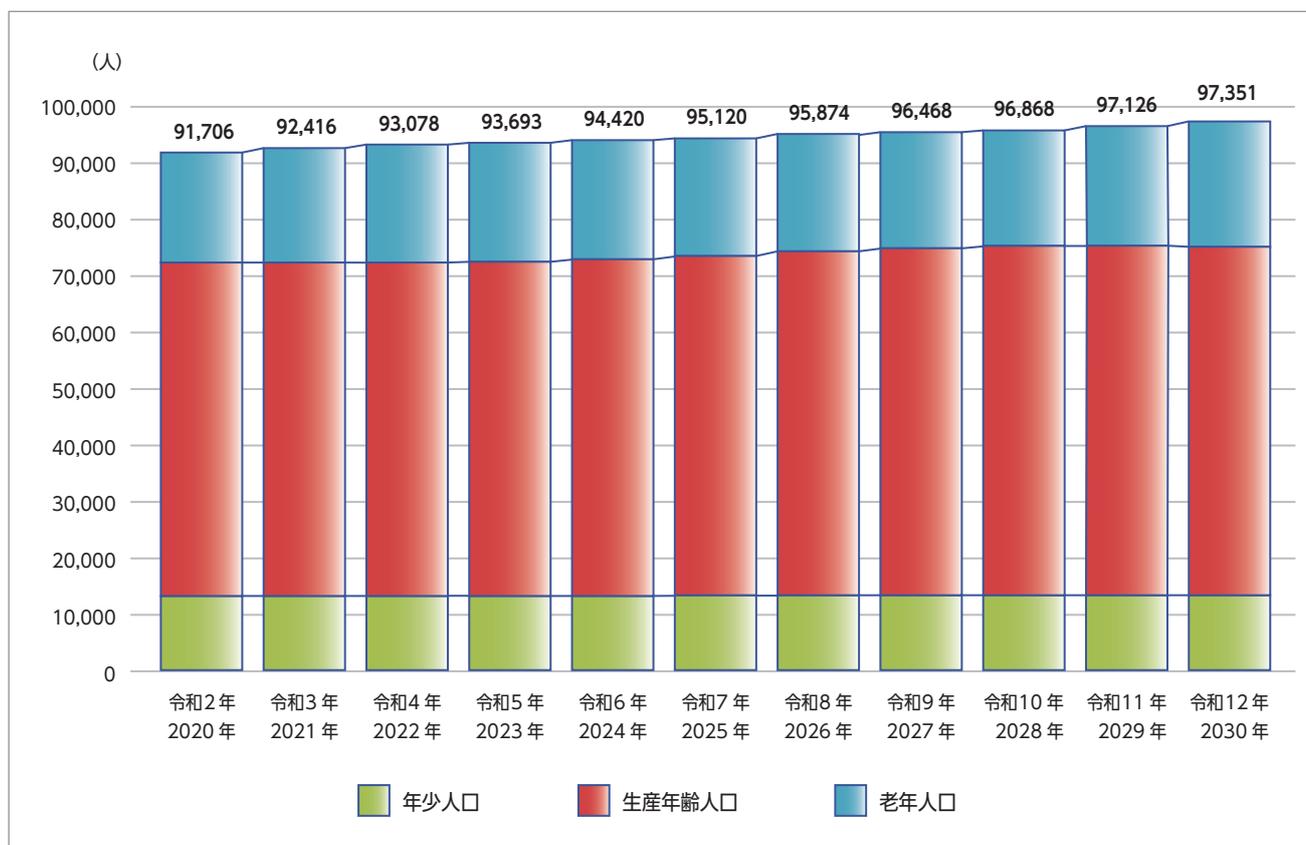
計画期間の人口については、コーホート要因法を用いた推計を基本としています。

近年、南山東部土地区画整理事業や上平尾土地区画整理事業の進展に伴う住宅の供給により、転入人口が大きく増加した地区等については、その部分を切り分けて推計することで、人口推計全体の誤差を低減しています。

また、今後の事業進捗に伴い転入人口の増加が見込まれる南山東部土地区画整理事業や小田良土地区画整理事業の地区等については、住宅供給量等も見込んだ上で将来人口を推計しています。

今後、計画期間中においては、人口増加が続く中で、少子高齢化が緩やかに進行すると見込んでいます。また、多摩ニュータウンの開発により入居が始まった向陽台・長峰・若葉台地区においては、少子高齢化を伴いながら人口減少していくことが見込まれています。

第五次長期総合計画期間 人口推計



(注) 4月1日の人口。

令和2年は住民基本台帳による実績値、令和3年から12年は推計値。

(1) 歳入歳出の推計について

本計画に係る財政収支は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい景気動向になることを前提に推計しています。

歳入については、景気低迷による市税等の減収が見込まれるものの、国や東京都による補填等については不透明な状況にあるため、財源の確保が厳しい状況が続くことを想定しています。

歳出については、人口増加や高齢化等による経常経費の増加が見込まれるため、経常経費に係る差引収支が不足することも想定されます。財政調整基金の活用により、赤字決算は想定していませんが、災害やさらなる景気下振れ等にも備えていく必要があります。

(2) 投資的事業の考え方

投資的事業については、財源の確保が厳しい中でも、市債の借入れによる事業費の確保が可能ですが、充当率の関係で一定の一般財源は必要であるため、緊急性の高い事業を優先して実施し、かつ、財源確保に向けた取組みを行なっていきます。

土地区画整理事業や下水道事業等の都市計画事業については、目的税である都市計画税の充当が可能ですが、その他の一般財源の充当は困難な状況が見込まれるため、より効果的な整備の推進について検討した上で事業を実施していきます。

第五次長期総合計画期間 財政推計（令和3年度から令和12年度までの合計額）

（単位：千円）

| 歳入 一般財源ベース | | 歳出 一般財源ベース | |
|-------------------|-------------|----------------|-------------|
| 市税 | 149,950,587 | 人件費 | 49,208,790 |
| 地方譲与税 | 1,614,707 | 扶助費 | 38,288,020 |
| 利子割交付金 | 110,042 | 公債費 | 20,196,184 |
| 配当割交付金 | 1,163,048 | 物件費 | 42,369,576 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1,010,307 | 補助費等 | 22,050,061 |
| 法人事業税交付金 | 756,809 | 繰出金 | 20,363,625 |
| 地方消費税交付金 | 19,842,920 | 維持補修費 | 1,911,093 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 745,629 | 経常経費 C | 194,387,349 |
| 環境性能割交付金 | 573,782 | | |
| 地方特例交付金 | 987,678 | 差引収支 D = A - C | △ 787,843 |
| 地方交付税（普通交付税） | 3,662,828 | | |
| 地方交付税（特別交付税） | 1,566,890 | | |
| 交通安全対策特別交付金 | 72,702 | | |
| 国有提供施設交付金 | 2,437,468 | | |
| 市町村総合交付金（経常経費充当分） | 4,000,000 | | |
| 臨時財政対策債 | 5,104,109 | | |
| 経常経費充当可能財源 A | 193,599,506 | | |
| 都市計画税（公債費充当分を除く。） | 10,267,434 | | |
| 地方債（臨時財政対策債を除く。） | 13,000,000 | | |
| 投資的経費充当可能財源 B | 23,267,434 | | |

inagicity

第五次稲城市長期総合計画

発行日 令和3年3月

発行 稲城市

〒206-8601

東京都稲城市東長沼2111

電話 042-378-2111 (代表)

<http://www.city.inagi.tokyo.jp>



市ホームページ



第五次稲城市長期総合計画



©K.Okawara・JET Inoue